

# 大阪市水道局担当課長、担当課長代理の所管事務を定める要綱

制 定 平成16年4月13日水道局長決  
最近改正 令和8年3月31日総務課長決

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市水道局事務分掌規程（昭和39年大阪市水道事業管理規程第10号。以下「事務分掌規程」という。）第3条第3項、第4項及び第5項の規定に基づき、担当課長及び担当課長代理が専管する事務並びに担当係長の事務分担に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当課長の専管事務)

第2条 担当課長の専管事務は、次に掲げるとおりとする。

総務部法務監査担当課長

- (1) 文書及び公印に関する事
- (2) 条例案、企業管理規程その他の規程の審査に関する事
- (3) 訴訟及び重要な不服申立ての総括に関する事
- (4) 情報公開制度の運用及び個人情報の保護の総括に関する事
- (5) 内部統制の総括に関する事
- (6) 公正な職務の執行の統括に関する事
- (7) 局事業に係る監査に関する事
- (8) その他特命事項に関する事

総務部企画推進担当課長

- (1) 水道料金水準及び体系の検討に関する事
- (2) 経営の分析に関する事
- (3) 水道事業の経営に関する情報発信（他の所管に属するものを除く。）に関する事
- (4) その他特命事項に関する事

総務部ICT基盤担当課長

- (1) 情報セキュリティ対策に関する事
- (2) ICT基盤（他の所管に属するものを除く。）の整備及び管理運営に関する事
- (3) その他特命事項に関する事

総務部PFI事業調整担当課長

- (1) 大阪市工業用水道特定運営事業等に関する事（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 水道事業における広域連携及び官民連携に係る調査、企画及び連絡調整の技術的事項に関する事
- (3) その他特命事項に関する事

総務部広域連携・海外支援担当課長

- (1) 他都市への技術支援及び技術研修に関する事

- (2) 外国の水道事業者等の技術支援に関する事
- (3) その他特命事項に関する事

#### 総務部研修・厚生担当課長

- (1) 人材育成及び研修（技術研修に係る企画を除く。）に関する事
- (2) 職員提案制度に関する事
- (3) 給与に係る事務の処理に関する事
- (4) 職員の安全衛生及び福利厚生に関する事
- (5) 車両の安全な運転の確保及び車両に係る事故の処理に関する事
- (6) その他特命事項に関する事

#### 総務部営業企画担当課長

- (1) お客さまに対するサービス及び利便性の向上に関する事
- (2) 水道料金の未納対策に関する事
- (3) 水道料金及び下水道使用料の徴収及び還付に関する事
- (4) 営業所オンラインシステムに関する事
- (5) その他特命事項に関する事

#### 総務部北部方面営業担当課長

- (1) 北区、都島区、福島区、此花区、西淀川区、淀川区、東淀川区、東成区、旭区、城東区及び鶴見区の区域（以下「北部方面区域」という。）における水道使用の業務に関する事
- (2) 北部方面区域における水道及び下水道使用量の計量、計算及び認定に関する事
- (3) 北部方面区域における水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付に関する事
- (4) その他特命事項に関する事

#### 総務部南部方面営業担当課長

- (1) 中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、生野区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区及び西成区の区域（以下「南部方面区域」という。）における水道使用の業務に関する事
- (2) 南部方面区域における水道及び下水道使用量の計量、計算及び認定に関する事
- (3) 南部方面区域における水道料金、下水道使用料その他収入の徴収及び還付に関する事
- (4) その他特命事項に関する事

#### 工務部品質管理担当課長

- (1) 局所管業務の技術的事項に係る業務品質及び水質の管理の統括に関する事
- (2) 局所管業務の技術的事項に係る業務品質の管理に係る調査及び企画に関する事
- (3) 安全マネジメントシステムの運用の統括に関する事
- (4) その他特命事項に関する事

#### 工務部危機管理担当課長

- (1) 局の事務事業に係る危機管理の統括に関する事
- (2) 危機管理に係る調査及び研究に関する事

- (3) その他特命事項に関する事

#### 工務部技術業務再編担当課長

- (1) 局所管業務の技術的事項に係る業務の再編の推進及び総括に関する事
- (2) 局所管業務の技術的事項に係る業務の再編に係る調査及び企画に関する事
- (3) 局所管業務の技術的事項に係る業務の再編計画の策定に関する事
- (4) その他特命事項に関する事

#### 工務部柴島再構築担当課長

- (1) 柴島浄水場の再構築事業の推進及び総括に関する事
- (2) 柴島浄水場の再構築事業に係る計画の策定及び設計の実施に関する事
- (3) 柴島浄水場の再構築事業に係る官民連携手法の検討及び契約に関する事
- (4) その他特命事項に関する事

#### 工務部技術監理担当課長

- (1) 工事の積算基準に関する事
- (2) 水道及び工業用水道の施設の整備工事の検査に関する事
- (3) 土木技術に係る開発、情報の収集、監理及び施行基準に関する事
- (4) 土木技術全般に係る局所管業務の統括及び連絡調整に関する事
- (5) 地下埋設工事計画に係る水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管設備工事の連絡調整に関する事
- (6) その他特命事項に関する事

#### 水質管理研究センター水質調査研究担当課長

- (1) 水道水の水質に係る調査及び研究の総括に関する事
- (2) 水質検査の精度管理に関する事
- (3) その他特命事項に関する事

#### 東部水道センター維持担当課長

- (1) 大阪市東部水道センターの管轄区域（以下この項において「東部水道センター管轄区域」という。）における水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管設備の維持管理（計画及び設計を除く。）に関する事
- (2) 東部水道センター管轄区域における水道の給水装置の維持管理（給水装置整備工事等の設計及び施行を含む。）に関する事
- (3) 東部水道センター管轄区域における工業用水道の給水施設等の維持管理に関する事
- (4) 東部水道センター管轄区域における水道及び工業用水道の漏水防止の施行に関する事
- (5) 東部水道センター管轄区域における水道及び工業用水道の配水管の水圧調整作業に関する事
- (6) 東部水道センター管轄区域における工業用水道の給水施設工事の施行に関する事
- (7) その他特命事項に関する事

#### 東部水道センター給水装置工事担当課長

- (1) 給水装置工事の設計に係る審査及び竣工検査に関する事

- (2) 分担金及び給水装置工事に係る費用の徴収及び還付に関する事
- (3) 給水装置工事に係る技術的事項の調査、企画及び連絡調整に関する事
- (4) その他特命事項に関する事

南部水道センター維持担当課長

- (1) 大阪市南部水道センターの管轄区域（以下この項において「南部水道センター管轄区域」という。）における水道及び工業用水道の導水管、送水管及び配水管設備の維持管理（計画及び設計を除く。）に関する事
- (2) 南部水道センター管轄区域における水道の給水装置の維持管理（給水装置整備工事等の設計及び施行を含む。）に関する事
- (3) 南部水道センター管轄区域における工業用水道の給水施設等の維持管理に関する事
- (4) 南部水道センター管轄区域における水道及び工業用水道の漏水防止の施行に関する事
- (5) 南部水道センター管轄区域における水道及び工業用水道の配水管の水圧調整作業に関する事
- (6) 南部水道センター管轄区域における工業用水道の給水施設工事の施行に関する事
- (7) その他特命事項に関する事

（担当課長代理の専管事務）

第3条 担当課長代理の専管事務は、次に掲げるとおりとする。

総務部総務課法務監査担当課長代理

- (1) 法務監査担当課長が専管する事務の補佐に関する事
- (2) その他特命事項に関する事

総務部企画課企画推進担当課長代理

- (1) 企画推進担当課長が専管する事務の補佐に関する事
- (2) その他特命事項に関する事

総務部DX推進課ICT基盤担当課長代理

- (1) ICT基盤担当課長が専管する事務の補佐に関する事
- (2) その他特命事項に関する事

総務部連携推進課PFI事業調整担当課長代理

- (1) PFI事業調整担当課長が専管する事務の補佐に関する事
- (2) その他特命事項に関する事

総務部連携推進課広域連携・海外支援担当課長代理

- (1) 広域連携・海外支援担当課長が専管する事務の補佐に関する事
- (2) その他特命事項に関する事

総務部職員課研修・厚生担当課長代理

- (1) 研修・厚生担当課長が専管する事務の補佐に関する事
- (2) その他特命事項に関する事

総務部お客さまサービス課営業企画担当課長代理

- (1) 営業企画担当課長が専管する事務のうち、お客さまに対するサービス及び利便性の向上、水道料金の未納対策並びに水道料金及び下水道使用料の徴収及び還付に係る事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課北部方面営業担当課長代理

- (1) 北部方面営業担当課長が専管する事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

総務部お客さまサービス課南部方面営業担当課長代理

- (1) 南部方面営業担当課長が専管する事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部計画課危機管理担当課長代理

- (1) 危機管理担当課長が専管する事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

工務部土木施設課技術監理担当課長代理

- (1) 技術監理担当課長が専管する事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

水質管理研究センター水質調査研究担当課長代理

- (1) 水質調査研究担当課長が専管する事務の補佐に関すること
- (2) その他特命事項に関すること

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月14日から施行する。
- 2 技術監、担当課長、研究主幹、研究副主幹及び主査の担任意務（昭和43年4月9日局長決）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年10月3日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。